

## 都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。  
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、民有地等の緑を保全するため、土地所有者への税制上の優遇措置等を講じること。
3. 地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
4. 景観形成総合支援事業については、計画期間を延長するなど財政措置の充実を図ること。